● 南ア共和国の水サービス責任当局									
者	都市圏自治体(8)	地区自治体(44)							
記号	名称		番号 サービス責任当局						
Α	ケープタウン市		1~21	地区自治体自身					
B 4	ネルソン・マンデラ・ベイ	22~44 各地方自治体 ◆22~44番の地区自治体については、その管下にある各地方自治体が責任当局。ただし2、7、8、12番においても一部地域で地方							
С	バッファロー市								
D	マンガウング								
E	エテクウィニ								
F	ヨハネスブルグ市	自治体が責任当局となっている。							
G	エクルレニ								
Н	ツワネ市								
	ズ責任当局はA〜Hとも 自治体自身	1 2 3							
4	39 37 39 37 42 40 40	2 7 35 7 3	32 32 33 33 17						

地区自治体(44)							
番号	サービス責任当局						
1~21	地区自治体自身						
22~44	各地方自治体						
◆ 22~44番の地区自治体につい ては、その管下にある各地方自							

異なる を 1 として管理している場合がある ス責任当局である。 自治体のうち152がサ つの地区自治体が責任当局 のは、 これとは逆に、 複数の地方自治体 両者の数が 地区 Ŀ

法令 供給事 る水公社 ビス提供者に当たる。 る。 給水まで行っているところもあ は自治体との契約に基づき末端 も広範囲で活動しており、 2 都市圏自治体の中にも用水 は用水供給事業者も 業を行うところがあ 4年時点で、 (Water Board) が現 の用水供給事業者で 全 2 7 中に サ 在

供者は責任当局との契約に基づ

いてのみ事業を行うことができ

図に各地域の責任当局を自

ある。

無論、

全てのサ

-ビス提

離政策アパに撤廃され

た人種隔 ルト

 \sim

1

場所である。 区に定められてい トによって黒

人居住

が責任当局になって治体の中の地方自治

治体それぞれ

いる地域も

治体の る。

種類別に示す。

水道サ 3 本的な上下水道サ の提供にある。 は、 # 上水道事業 ービスにつ 人」また ビス法

世帯」の水を次のは「6千以/月/ 自治体を軸とした基 基本的 41 0 -ビスの て 主 一な目 合 計 な上 三民 1560万 100% 的

ている。 居住地から50 る。 水できておらず、その状況は44業体がこれらの条件通りには給 る地区自治体の多く の地区自治体で特に顕著とされ ある地区自治体のうち半数以上 断水は最長でも連続3日間 それゆえ地域によっては、 0) の発達が遅 0 | 以内に共用 が設け は農村部に

共用栓 200m以内

170万

200m以上

90万

6%

● 南ア共和国の給水状況(2014年)

敷地内に蛇口

1170万

75%

世帯数

割合

は、50~6022/日/は至っていない。ま は至っていない。ま決定がなされたが、 別の給水接続によって供給した 水基 水時間 ②については 住地の屋内または敷地内まで個 に共用栓」に変更するとの閣議 15年に発行 断水時間48時間 200 | | 以内に共用栓③ | 流量10ヒル/分以上②居住地から S A N S 他方、 旨が述べられている。 準 15日間未満 -である。 S A N S 2 4 現実にはまだ多く 南アフ 「居住地の敷地内 た資料によると、 水 以内かつ総断 また将来的に /人の水を居 ij まだ公布に な 衛生省が 年④飲料 カ に適合 国家基 度の の事

統計は給水の信頼性
給水用の蛇口が設置 は 敷 地 の う ち 、 同国 でないことに注意さ (前述の条件③)を必 表に、14 しも考慮したもの 敷地内(27%) 屋内(48%)ま 1560万世帯 の給水状況を示 75%の家庭 年におけ に た



れて

ら

テーブルマウンテンから望むケープタウン市内

1. Department of Water & Sanitation. National Water Services Knowledge System. www.dwa.gov.za 2. Department of Water & Sanitation. Strategic Framework for Water Services of 2003. www.dwa.gov.za

れた

井戸・川等を

利用

130万

8%

3. Department of Water & Sanitation. Strategic Overview of the Water Sector in South Africa 2015. www.dwa.gov.za

4. South African Government. Water Services Act. www.gov.za

水道の普及遅れる 農村部、旧黒人居住区

リンポポ州

西ケーブ州 (州都:ケーブタウン市)



1 南ア共和国の基礎情報

3·2倍、 である。 municipality)が、 その下に地区自 最上位に州 (Province) があり、 積は122万平方*。と日本の を中心に紹介 道事 [′]フリ 行政区分につ 人口は5400万人 #業につ カ共和国の する。 治 体 (District 同国 て いては、 国の面の上下水

●公益財団法人 水道技術研究センター 専務理事 かんどう安藤 茂

●同センター 総務部主任研究員 たかはしくにひさ

自治体

び都市圏自治体

イムプランガ州 フリーステイト州*。* クワズール ナタール州 レント王国 (他国) 北ケーブ州

● 南ア共和国における州の区分(全9州)

ハウテン州 (州都:ヨネハスブルグ市)

● 網外寺に関するられのノータ							
州	面積 (km²)	人口(人)	管路延長 (km)	漏水率 (%)			
東ケープ	168,966	6,688,772	12,995	38			
フリーステイト	129,825	2,761,702	9,972	36			
ハウテン	18,178	13,271,235	43,765	29			
クワズール・ ナタール	94,361	10,679,925	26,510	51			
リンポポ	125,755	5,651,429	10,804	42			
ムプマランガ	76,495	4,235,511	7,274	45			
北西	104,882	3,703,842	5,149	38			
北ケープ	372,889	1,183,536	2,586	35			
西ケープ	129,462	6,249,733	26,467	25			
合 計	1,220,813	54,425,685	145,521				

	-	四ケーノ川 (川和	3.7 — 73.7 Z III	'	_				<u> </u>	LLL	^	kk	-	-	\rightarrow	
等に関する9州のデータ						才	温	2	亦す。	州のデー	9州の区	等の行政	でありな	で、法律	口の多い	1
	面積 (km²)	人口(人)	管路延長 (km)	漏水率 (%)	art 	行	你	水			X	政	ない	律	₩.	(
	168,966	6,688,772	12,995	38	B	政	管	道		タ	分	権	が	上	都	,
テイト	129,825	2,761,702	9,972	36	е	は	理	行		を	ع	限	5	は	市	1
	18,178	13,271,235	43,765	29	nt	14	を	政		そ	漏	を	`	単	部	,
ν.	94,361	10,679,925	26,510	51	of	水	含			れざ	水等	有	地区	<u>ー</u>	特有	
	125,755	5,651,429	10,804	42		///	む			Jan 2	17	5		-		
ンガ	76,495	4,235,511	7,274	45		•	4			11	HH (~	, (自	地上	0)	1
	104,882	3,703,842	5,149	38	at	衛	士			図	関	6,	治	点	行	1
	372,889	1,183,536	2,586	35	е		i,			ع	す	る	体	自	政	7
	129,462	6,249,733	26,467	25	7	生	水			表	る	O	と	治	単	
t	1,220,813	54,425,685	145,521] <i>⊗</i> ∞	省	道			に	各	全	同	体	位	,
	<u> </u>			<u> </u>												

口の多い都市や寺・・・・・とり、自治体はヨハネスブルグなど人自治体はヨハネスブルグなど人 (Local municipality) 及 (Metropolitan の行政単位の行政単位 Sanitation)が所管している。主要 ビス責任当局 (Water 法令上これら自治体は水サ Act) である。 般を扱う水サ な法令は2つあり、上下 Act)と、水源管理に関 水サ ービス法(Water -水道全

ある。 おり、 を国が直接受け 施行されるまで、 任当局が重複することはな 供者が複数いることもある。 供者になるため、 運転する企業などもサ 業などに委託しているところも たは一部を他の と呼んでいる。 者(Water Services Provider) その物理的な提供者を区別して 同法ではサ Authority)と定義されて 3種の自治体に負わせており には提供に関する業務の全部ま 上下水道サービスの責任を上記 ビス提供者も兼ねるが、 997年に水サ 国家水法(National Water 区域によってサ 後者を水サ の浄水場だけを受託 ビスの責任当局と 多く 自治体や民間企 持つ地域も多 上下 ある区域に提 の自治体は ビス提供 -ビス法が ビス法は Services ビス責 ビス提 0 る 中